

第4部 計画の実施に向けて

1 計画の進行監視

本計画に設定した目標を達成し、環境目標として定めた「健康で安心して暮らせる社会」実現のための良好な環境を達成し維持していくためには、本計画に示した各種の事業が適切に実行されなければなりません。

そのためには、計画期間中、各事業についての行動計画を策定し、事業の進捗状況及び環境の状況等を調査し、その効果を確認しながら、事業ごとの評価を行い、以降の事業内容に反映させていきます。

2 計画の実施状況及び調査結果の公表

本計画にある施策の実施状況及び環境調査の結果得られた、環境の状況については、環境白書等で市民に公表してまいります。

3 国・県等との連携

本計画の実施にあたっては、大気汚染や水質汚濁のように、その範囲が広域であるため、習志野市だけでの対策では収まらず、国や県の対応によらなければならないものがあります。また逆に、国や県の動向から、習志野市として新たに規制をしなければならない項目も生じてくることもあります。

また、地下水汚染対策における地質等の専門的な知識や、低周波音等の測定技術などは、千葉県環境研究センターの技術的支援が不可欠です。

さらに、内分泌かく乱化学物質のように、国や県において現在研究段階にあるものの知見や、光害のように新たに公害の分野になりつつあるものについての動向を、常にとらえて習志野市の施策に反映してまいります。

このように公害問題の解決には、国、県及び周辺市町村との連携が必要で、研修や情報交換のあらゆる機会を積極的に捉えてまいります。

4 市民との連携

かつての産業型公害から、都市生活型公害へ移行した現在、市民は公害の被害者であると同時に、加害者でもあります。従ってこの問題を解決するには、市民に公害の実情を十分に伝えるとともに、環境に配慮した行動をとるよう、快適な生活環境づくりへの参加と協働を呼びかけることが必要です。

市民が暮らしの中で実行できる環境に配慮した行動の例として、以下のものがあります。

- 大気保全：エコドライブの実践、庭先での野焼きの禁止
- 水質保全：節水、洗剤の適正使用
- 騒音：テレビ、足音等の生活騒音防止
- 悪臭：家庭菜園の肥料の適正使用
- 化学物質：塗料、接着剤等の適正使用

今後いっそう、ホームページや環境月間等の行事といった機会をとらえて、市民PRを行っていきます。

